

エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 予算限度額

11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は予算の限度額を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約するものではない。

2 応募資格

(1) 単独企業として応募する場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始がなされていない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 本業務の公告日から契約締結日までの間において、宮古島市工事請負

契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領（平成21年宮古島市告示第69号）による指名停止等の措置を受けていない者であること。

- ⑥ 法人及びその代表者が国税、県税、市区町村税、その他納付すべき公金を滞納していない者であること。
- ⑦ その他、法令等に違反していない又は違反する恐れがない者であること。

(2) 共同企業体として応募する場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 個々の構成者が、上記3.(1)の全てを満たしていること。
- ② 共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を締結していること。
- ③ 構成者の中から共同企業体の代表企業を定めていること。なお、個々の構成者（代表企業を含む。）は、本業務に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成者として応募することはできない。

3 応募の手続き等

(1) 応募に必要な書類の配布

本業務へ企画提案し応募しようとする者は、応募に必要な書類を、本市ホームページより電子ファイルをダウンロードすること。

掲載場所：本市ホームページトップ＞事業者向け情報＞募集＞エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務に係る公募型プロポーザルについて

(2) 応募に係る質問

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票（様式1）を電子メールで提出すること。なお、電子メール以外による質問は受付不可とする。また、質問の内容によっては、必要に応じて、質問内容及びその回答内容を本市ホームページに掲載する。

① 提出期限：令和8年6月19日（金）17時必着

② 提出先：「10 連絡・提出先」宛

※提出の際は、担当者へ電話にて受信の確認を行うこと。

③ 回答：質問票受付後、5日以内（土日祝日除く。）に電子メールで回答する。

(3) 応募申込

本業務へ企画提案し応募しようとする者は、下記提出期限までに「4 提出書類」を全て揃え、持参又は簡易書留による郵送で提出し申込みを行うこと。なお、共同企業体として応募する場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

① 提出期限：令和8年7月2日（木）17時必着

② 提出先：「10 連絡・提出先」宛

※持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の受け付けとする。郵送の場合は提出期限内に到着することとし、担当者へ電話で受信の確認を行うこと。

4 提出書類

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、共同企業体として応募する場合は、次の書類に加えて「共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）」を提出すること。

- ① 企画提案応募申請書兼誓約書（様式2）
- ② 事業者概要（任意様式）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ④ 納税証明書（原本）
- ⑤ 印鑑証明書（原本）
- ⑥ 令和6年度における決算書（任意様式）
- ⑦ 業務実績書（様式4）
- ⑧ 企画提案書（任意様式）
- ⑨ 業務スケジュール（任意様式）
- ⑩ 業務実施体制（様式5）
- ⑪ 経費見積書（任意様式）

〈注釈〉

- ※1 各証明書は、いずれも発行後3ヶ月以内のものとする。
- ※2 上記②は、事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるものとする。
- ※3 上記④は、国税（法人税・消費税及び地方消費税）、県税（法人事業・法人県民税）、市税（法人分・代表者の個人分）を提出すること。
- ※4 上記⑦は、業務ごとに契約書の鑑の写し及び業務概要がわかる資料（仕様書、業務計画の写しなど）を添付すること。

- ※5 上記⑧～⑪は、順番に一つで綴じること。
- ※6 上記⑧は、次の事項を特定テーマとして設定し、分かりやすくその提案箇所を明示すること。
- 特定テーマ：仕様書5. (2)「本市に関わる全ての人が、エコアイランド推進への取り組みを「自分ごと」として捉え、計画策定プロセス及び計画実施への参画を促すべく、効果的な巻き込み手法」を通じた意見把握の実施」に係る具体的な手法の提案
- ※7 上記⑧は、次に留意し作成すること。
- (i) A4判の片面印刷を基本とし、A3判を使用する場合は横折り込みとすること。
 - (ii) 文字サイズは10ポイント以上とすること。
 - (iii) 提案内容は、仕様書の業務について作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
 - (iv) 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。
 - (v) 専門用語・略語に関しては、初出の箇所に定義・説明すること。
 - (vi) ページ番号を記載すること。
 - (vii) 仕様書の要件以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ※8 上記⑨は、A4判2頁又はA3判1頁以内で作成し、各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
- ※9 上記⑩は、本業務の範囲内で次の内容を作成すること。また、各種項目の単価、内訳及び金額の根拠を記載し、値引き等の記載を行わないこと。加えて、「Ⅰ ア 人件費（専任職員の給与等）」及び「Ⅱ ア 賃金」の内訳について、「一式」の記載は不可とする。

Ⅰ 直接人件費

ア 人件費（専任職員の給与等）

Ⅱ 直接経費

ア 賃金

イ 報償費

ウ 消耗品費

エ 印刷製本費

オ 通信運搬費

カ 使用料及び賃借料

キ その他上記以外に必要と認められる経費

- Ⅲ 再委託費
- Ⅳ 一般管理費 $\langle (I + II) \times 10\%$ 以内
- Ⅴ 消費税

(2) 提出部数

それぞれ 8 部（正本 1 部、副本 7 部（複写可））提出すること。ただし、上記③から⑥については、1 部のみの提出とする。

5 提案辞退

企画提案応募申請書兼誓約書（様式 2）を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式 3）を持参又は簡易書留による郵送にて提出すること。

6 受託候補者の選定

「エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で、提出書類を全て揃えて提出した者（以下「提案者」という。）が企画提案の内容や経費等についてプレゼンテーションを行い、選定委員会委員はその内容を審査し受託候補者を選定する。委員評価の合計点が最も高く、かつ総配点の 50%以上の評価を獲得した者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が 2 人以上ある場合は、経費の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。なお、提案者が 4 者を超える場合は、エコアイランド推進課（事務局）で事前審査を実施し 4 者程度へ選定する。

(1) 審査評価項目

評価項目	評価の着眼点	配点
業務目的の理解度	「エコアイランド宮古島推進計画」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「環境モデル都市行動計画」という異なる 3 つの計画を統合するにあたり生じる課題及び解決方法が明確に示されている等、本業務の目的を理解し、解決策が示された提案内容となっているか。	20 点
地域特性等の理解度	本市の環境分野・観光分野における施策や、自然的・地理的・社会的な地域特性等を十分理解し、独自性のある創意工夫のされた企画提案の内容となっているか。	10 点

特定テーマに関する提案方法の妥当性	「エコアイランド推進計画策定プロセス及び計画の実施」に本市に関わる全ての人の参画を促す「巻き込み手法」について、考え方が明確かつ実施可能で、説得力のある提案となっているか。	25 点
実施体制	業務実施体制は適切な人員配置、対応人数となっているか。	10 点
実施スケジュール	業務実施スケジュールは、最も効率的に業務を遂行できるよう、各工程の具体性、期間の妥当性、実現可能性が確保された内容となっているか。	20 点
会社の業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しており、他の地方公共団体における環境基本計画等の策定業務実績を有しているか。	10 点
追加の提案	本業務を実施するにあたり仕様書の仕様要件以外にも有用な追加提案がある等、特筆すべき評価ができるか。	5 点

(2) 審査日程

下記日程でプレゼンテーションとその内容の審査を実施する。

①実施日：令和8年7月上旬頃

※日程は別途通知する。

②場所：沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地 宮古島市役所内

③所要時間：20 分（説明 10 分、疑義 10 分）

※企画提案の順番は、提出書類を提出した順とする。

⑤出席方法：本業務の実施に携わる責任者の出席については、原則対面とする。責任者以外の者の出席については、WEB 会議システムを使用したオンライン参加を認めるが、その際、市は通信障害発生等による責を追わない。

(3) 結果通知

事前審査及び選定委員会の後、各提案者へ、その選定結果を書面で速やかに通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された受託候補者は、選定後、速やかに本市と契約交渉を進めるとともに、提案内容・契約手法等の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約金額

企画提案の際に提出書類として出された経費見積書は、参考見積として受領する。受託候補者選定後に優先交渉権者から見積書を新たに徴取り、本市が設定する予定価格の範囲内であると確認したうえで決定する。

(3) 契約金額の支払い方法

契約金額は業務完了を確認したうえで支払うこととし、受託者から提出される経費報告書を基に、本業務の実施に実際要した経費等から支払うべき額を確定する「精算払い」を採用する。

(4) 契約保証金

宮古島市契約規則（平成 22 年宮古島市規則第 4 号）第 26 条第 1 項により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、宮古島市契約規則第 26 条第 3 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 受託者選定までのスケジュール

日程はあくまでも予定の為、変更となる可能性がある。

公募開始、ホームページ公表	令和 8 年 6 月 5 日（金）
質問書提出期限	6 月 19 日（金）17 時必着
企画提案書受付期限	7 月 2 日（木）17 時必着
プレゼンテーション審査	7 月上旬頃予定
企画提案選定結果通知	7 月上旬頃予定
契約締結	7 月末頃予定
履行期限	令和 9 年 3 月 31 日（水）

9 その他留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 応募資格がない者が提案したとき
 - ② ひとつの事業者が複数の提案をしたとき
 - ③ 書類等に虚偽の記載をしたとき
 - ④ 所定の日時及び場所に書類の提出やプレゼンテーションを行わないとき
 - ⑤ 誤字、脱字等により極端に意思表示が不明瞭であるとき
 - ⑥ 送信した電子メール、提出した電子ファイル等にマルウェアが含まれていたとき
 - ⑦ その他、受託候補者の選定評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
- (2) 提出書類を本市が受理した後、提案者による加筆・修正・削除は、原則認めない。ただし、市長が特に認めた場合を除く。
- (3) 提出書類の収集・作成・送付及びプレゼンテーション等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は返却しないものとする。なお、提出書類は本業務選定にのみ使用し、提案者の承諾なく使用しない。
- (5) 事前審査及び選定委員会は非公開で行い、原則として審査経過に関する問い合わせには応じない。また、審査内容は公表せず、審査に対する異議申し立ては一切応じないものとする。
- (6) 提案者は、企画提案により知り得た市独自の情報や個人情報等を適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。

10 連絡・提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
宮古島市役所 環境衛生局 エコアイランド推進課
TEL:0980-73-0950 (直通)
E-mail:ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp
担当：垣花